

平成18年度 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,277,706,264	流動負債	790,942,646
現金及び預金	458,893,291	未払金	51,831,133
預け金	537,515,379	未払法人税等	11,087,900
貯蔵品	405,616	未払消費税等	10,676,100
前払費用	10,486,530	前受収益	2,908,080
繰延税金資産	18,679,347	預り金	672,974,433
未収入金	251,776,192	賞与引当金	41,465,000
貸倒引当金	△ 50,091		
固定資産	80,654,340	固定負債	98,407,971
有形固定資産	9,306,958	退職給付引当金	98,407,971
器具・備品	9,306,958		
投資その他の資産	71,347,382	負債の部合計	889,350,617
預託金	15,277,350	(純資産の部)	
長期前払費用	783,937	株主資本	469,009,987
繰延税金資産	41,130,265	資本金	10,000,000
積立保険料	14,155,830	利益剰余金	459,009,987
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	456,509,987
		別途積立金	338,800,000
		繰越利益剰余金	117,709,987
		純資産の部合計	469,009,987
資産の部合計	1,358,360,604	負債及び純資産の部合計	1,358,360,604

## <注 記>

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。
- (2) ①貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当規程に基づき必要と認められる額を計上しております。  
②賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。  
③退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、自己都合による期末要支給額を基準に計上しております。
- (3) 消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (4) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部合計」に相当する金額は、当期末の「純資産の部合計」の金額と同額であります。

### 2. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の総額は59,809,612円であります。その発生の主な原因別の内訳は、退職給付引当金35,860,466円、賞与引当金16,946,746円であります。

### 3. 関連当事者との取引に関する注記

#### (1) 関係会社との取引

##### ①関係会社の名称等

関係会社名	関係	当社に対する関係会社の議決権比率	関係会社に対する当社の議決権比率
三井住友海上火災保険㈱	親会社	100%	—%

②関係会社との取引の明細

(単位：円)

関係会社名	取引内容	取引金額	摘要
<営業取引> 三井住友海上火災保険㈱	業務受託料 その他収入	3,469,647,999 314,172	管理料等 保険料集金事務費等
三井住友海上火災保険㈱	事務所賃借料 その他支払	6,879,600 2,100,222	事務所賃借料 保険料等
<営業取引以外の取引> 三井住友海上火災保険㈱	受取利息	783,631	預け金に係る利息
三井住友海上火災保険㈱	支払配当	2,000,000	配当金

③関係会社に対する債権の明細

(単位：円)

関係会社名	科目	金額	摘要
三井住友海上火災保険㈱	預け金 未収入金	537,515,379 242,198,343	キャッシュ・マネジメント・システム 管理料等
合計		779,713,722	

④関係会社に対する債務の明細

(単位：円)

関係会社名	科目	金額	摘要
三井住友海上火災保険㈱	預り金	577,148,445 47,772,204	テナント家賃 駐車場・賃貸住宅料等
合計		624,920,649	

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 234,504円  
 (2) 1株当たり当期純利益 6,477円

5. 当期純利益金額

12,955,935円